佐世保市立福石小学校いじめ防止基本方針

【いじめとは・・・基本定義】

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の 児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該 行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (「いじめ防止対策推進法」第2条)

【本校のいじめに対する基本的な考え】

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも一人一人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめた方が悪い」との基本認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、以下のいじめ防止対 策に全校あげて取り組んでいく。

- ①すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われ なくなるようにする。
- ②すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるようにする。
 ③いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、家庭、地域その他の関
- 係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

国 いじめ防止対策

推進法 「いじめ防止などの ための基本的な方針」 県「いじめ防止

基本方針」 市「いじめ基本方針」

【本校の目指す子ども像】

- ・自分や友達を大切にし、仲良く助け合う子ども
- ・差別や偏見を見ぬき、それらを許さない心をもつ子ども
- ・自然に親しみ、命を慈しみ、動植物を愛するやさしい子ども
- ・真理や正義を愛し、自分の仕事を責任もってやりぬく子ども
- 平和を愛し、郷土や国、世界の人々のために奉仕しようとする子ども

地域や保護者の願い

- ・心優しい子に
- 心豊かな子に
- たくましい子に
- 思いやりのある子に
- ・安心安全な学校に

【関係諸機関】

- 〇子ども子育て応援センター 〇子ども女性障害者支援センター
- 〇警察 〇学校警察連絡協議会 (県警少年サポートセンター)
- 〇法務局
- ○市教育委員会 学校教育課
- 〇青少年教育センター
- · 民生児童委員 · 主任児童委員
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールガードリーダー
- 愛のテレホン
- ・県教育センター 等

【いじめ対策委員会】

〇目的

児童の健やかな成長を願い、一人一人の悩みの解消 に努めるとともに、いじめの早期発見とその解消を 図る。

〇構成員

校長 教頭 教務主任 生活指導主任 保健主事 養護教諭 学年主任 担任等

(必要に応じて)

特別支援コーディネーター スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 主任児童委員 等

〇活動内容

- ・いじめの未然防止と早期発見に努め、その速やか な解消を図る。
- ・教職員相互の情報の共有化を図り、記録する。
- ・問題対応への連絡調整を行う。
- ・外部機関・家庭・地域社会との連携を強化する。

【家庭・地域との連携】

- 〇福石小学校PTA
- 〇南地区公民館
- ○福石中学校区健全育成協議会
- 〇主任児童委員
- 〇民生委員
- ○校区内の各自治会
- 〇校区内の各子ども会
- 〇学校支援会議
- ○学校評議員
- 〇天神交番 · 佐世保警察署
- 〇5校連絡協議会

等

【いじめの早期発見】

~小さな変化に対する敏感な気づき~

日頃から児童の見守りや信頼関係の 構築等に努め、児童が示す変化や危険 信号を見逃さないようアンテナを高く 保つ。あわせて児童生徒理解支援シス テムの効果的な活用を図るとともに, 定期的なアンケート調査や教育相談の 実施等により, 児童がいじめを訴えや すい体制を整え,いじめの実態把握に 取り組む。

【いじめの未然防止】

~いじめを生まない土壌づくり~

いじめを生まない学校づくりに向 け,校内の指導体制を確立,家庭・地 域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自 己指導能力の育成を図る。

【いじめの早期対応】

~軽視せずに迅速かつ組織的な対応~

いかなる場合も真摯に受け止め,関 係する児童や保護者からの情報収集等 を通じて、事実関係の把握を迅速かつ 正確に行う

被害児童を守り通すとともに教育的配 慮の下、毅然とした態度で加害児童生 徒を指導する。これらの対応について 教職員全員一致協力して、その解決に 取り組む。

【保護者の責務】

~保護者の心構え~

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。保護者は、児童がいじめを行うことのないよう、規範意識などを養う。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

- 1 「いじめは絶対に許されない卑 怯な行為である」という基本的 な考え方は、まず家庭が責任を もって徹底する。
- 2規範意識・思いやりの心・善悪 の判断、正義感などを育む。
- 3家庭の深い愛情や信頼に基づく 厳しさをもって、親子の会話や 触れ合いを確保する。
- 4基本的生活習慣をつくり、健全 な心を体を育む。
- 5 インターネット・SNS等を管理し。適切な使い方について指 道する.
- 6 父親も子育てや学校行事へ積極 的に参加するように努める。

【地域の取組】

- ・登下校の見守りとあいさつ運動を行う。
- ・地域の大人として、「いけないことはいけない」ということを責任もって指導する。
- ・地域行事への参加を呼びかけ、地域の大人との絆をつくる。
- ・アンテナを高くし、子どもの遊びや 服装の変化、言葉遣いなどに気を配 る。
- ・気になる子どもの様子を発見した場合は、積極的に声をかけ、学校や保護者と情報を共有する。
- ・学校行事へも、できるだけ参加協力 するように努める。

【保護者の取組】

- ・子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づく。
- 子どもとの会話をできるだけ多くし 相談しやすくする。
- ・いじめ防止についてのチェックポイント等を活用する。
- ・アンテナを高くし、子どもの持ち物 や服装の変化に気を配る。
- ・気になることを発見した場合には、 直ちに担任と情報を共有する。
- ・各種相談窓口を活用する。

【いじめを生まないために】

(1) 学級経営の充実

- ・一人一人が安心できる学級づくり
- ・互いの良さを認め合う活動
- ・差別や偏見に対する科学的な認識や判断力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学級づくり

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- ・「いのちをみつめる教育週間」「人権週間」の活用
- ・「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- ・差別解消への心情や態度の育成
- ・生命尊重・思いやりの心・規範意識の育成

(3) 生徒指導の充実

- ・規範意識の育成
- ・教師、児童相互の心の通い合った関係づくり
- ・思いやりのある言葉遣いなど共感的人間関係の育成

(4) 特別活動等の充実

- ・集団の一員としての自覚と連帯感の育成
- ・個性の伸長や他者とのふれあいを図る活動の設定
- ・問題を協力して解決しようとする態度の育成
- ・栽培活動を通した生命尊重の深化

(5) 児童生徒理解等の校内研修の充実

- ・各種診断テストの分析と活用
- ・指導方針の確立と共通理解
- ・「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」「いじめの早期発見のチェックポイント」の活用,事例研究等による対応力の向上

【いじめを早期発見するために】

(1) 日常的なきめ細かな情報収集

- ・児童の個人面談の実施
- ・生活ノートなどの活用
- ・定期的な生活アンケートの実施(6月・10月・1月)
- ・心の状況調査の活用
- ・いじめ早期発見のためのセルフチェックの活用
- ・日常観察等による実態の把握

(2) 全職員での共通理解と情報交換

- ・児童理解連絡会の実施(毎月1回)
- ・児童理解支援システムの活用
- ・共通実践・指導
- チームでの対応

(3)教育相談体制の整備

- ・教育相談室(ハートルーム)の設置
- ・保護者の個人面談の実施
- ・スクールカウンセラー等専門家の活用
- ・電話相談窓口の周知

(4) 保護者 (PTA) との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・相談機関等の周知や広報の継続
- ・懇談等様々な機会の利用
- ・連絡ノート等によるこまめな連絡

(5)地域との連携

- ・学校支援会議などによる情報交換
- ・地域民生委員への連絡、協力依頼
- ・登下校の見守り、声かけ運動

【いじめを発見したら】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、毅然とした態度で、その場で止める。
- ・些細な兆候であっても,早い段階から的確に関わりをもつ。
- ・被害児童、知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・正確な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する。
- ・必要に応じて、関係機関と連携して早期解決を図る。

【学校の責務】

~教職員の心構え~

「いじめは絶対に許さない」 「いじめは卑怯な行為である」 「いじめはどの学校にも起こりうる」と いう認識をもって、常に児童を観察し、 実態を把握するとともに校内にいじめを 許さない雰囲気を醸成する。

- 1 信頼され、尊敬される教師を目指し、自己研鑚に努める。
- 2 多面的な価値尺度をとらえ、児童の 長所を伸ばすよう努める。
- 3 全ての児童に愛情を持って接する。
- 4 学級づくりの明確な指針をもち、 しっかりと示す。
- 5 記録を残し、指導に役立てる。
- 6 担任が許さないこと, してはならないことをしっかりと語る。

教職員の資質向上

- いじめ対策ハンドブック
- いじめ問題への取組チェックポイント
- 各種研修会への参加
- ・各種相談窓口、サポート体制の活用
- ・道徳・特活の授業改善
- ・やさしい心で伝え合う言語活動の充実

【教職員の取組】

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識をもつ。その上で、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめの積極的な認知に努める。早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく組織的に対応する。

- ・子どもの行動観察(遊び)を行い、 孤立しがちな児童へ声かけをする。
- 子どもとの会話をできるだけ多くし、相談しやすくする。
- ・いじめ問題への取組についてのチェックポイントや個人面談などを活用 し、常に情報収集に努める。
- ・アンテナを高くし、子どものもち物 や服装の変化、生活の乱れなどに気 を配る。
- ・気になることを発見した場合には, 直ちに管理職員や保護者に報告し 情報を共有する。
- ・各種相談窓口の周知を図る。

いじめ防止基本方針の 見直し

- ・学校評価アンケート
- 学校評議員会
- · PTA運営委員会
- 学校支援会議

を活用し、意見を徴収し事項の取組を評価する。

教育委員会 学校教育課

「いじめ等対策連絡協議会」 「いじめ防止対策委員会」

関係機関

- ・子ども子育て応援センター
- 子ども女性障がい者支援 センター
- 警察
- 学校警察連絡協議会 (県警少年サポートセンター) (子供を事故から守る協議会)
- ・青少年教育センター
- ・ 法務局 (ネット上のいじめ)
- · 主任児童委員 · 民生児童委員

【いじめがおこったら】

つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害・被害 とも) の家庭訪問等を行い, 事実関係を伝えるとともに今後の学校 との連携方法について話し合う。常に情報収集を行い、状況把握に 努める。適宜、指導支援体制に修正を加え、組織で対応する。

- (1)的確な情報収集
- 基本的な緊急対応 (2)
- (3)調査による実態把握
- (4)解決に向けた指導・支援
- (5)継続指導 • 経過観察
- 再発防止 (6)

関係機関

- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールサポーター
- 愛のテレホン
- 県教育センター

等

【いじめられている児童へ】

いじめられている側の児童や保護者の心情 を同じ立場に立って受け止める。そして, いじめの問題を自らの課題として捉え,全 教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り -致協力していることを保護者に伝え,信 頼の回復に努める。

- いじめの事実を確認する。
- 不安を除去し、安全を確保する。 訴えること、相談することの重要性 3 を伝える。
- 苦しみを受容し、心のケアを行う。 寄り添う支える体制づくりを行う。
- 活躍の機会をつくり自信回復への積 極的な支援を行う
- 対人関係の回復を支援する
- 自己表現ができるよう積極的な支援 を行う。

保護者には、随時入手した正確な情報や指導 状況を伝え,学校の対応について理解しても らうとともに,学校に対しての安心感をもっ てもらうよう配慮する。

【いじめている児童へ】

いじめは人格を傷つける行為であること を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあって もいじめに向かわせない力を育む。

- いじめの事実を確認する。
- いじめは絶対許さない厳しい態度 2 を示す。
- 「いじめの行為は犯罪である」こ とを理解させる。
- 人権や命の尊さを理解させる。
- 5 健全な人間関係を築くことができ るように支援する
- 教師との信頼関係をつくる。 再発防止にむけて、指導を継続 し、徹底させる。

保護者には、随時入手した正確な情報や 指導状況を伝え、学校の対応や指導方針を共有できるように配慮する。同時に、 学校内外の専門機関と連携し, 保護者が 相談ができる体制をつくる。

【いじめをみていた児童へ】

いじめは人格を傷つける行為であるこ とを理解させ、自分の問題として捉え させ、望ましい人間関係や規範意識を 育てる。

- いじめの事実を確認する。
- いじめは絶対許さない厳しい 態度を示す。
- 「いじめの行為は犯罪である」 ことを理解させる。
- 4 いじめを受けている児童の気 持ちを理解させる。 人権や命の尊さを理解させる。
- 6 いじめを止めることができなく ても、誰かに知らせる勇気をも つように伝える。
- 7 教師との信頼関係をつくる。
- 8 指導を継続し、徹底させる。

保護者にも、正確な情報や指導状況を 伝え, 学校の対応や指導方針を共有で きるようにする。

【年間計画】

	教職員の取組			W 60 T- 60	
	計画・評価	実態把握・教育相談	教科などでの指導	学級での取組	PTA・地域との取組
	学校基本方針の確認	児童理解連絡会	挨拶・礼儀	学級開き	PTA総会等での説明
4	年間活動計画検討	学力テスト(4~6年)	学級のルールづくり	学級目標の設定	家庭訪問
	児童理解支援シート			学級写真の撮影	登下校の見守り・挨拶運動
_	いじめ対策委員会	児童理解連絡会	集団行動	縦割り班活動 運動会	運動会競技
5	教育週間の計画			行事を通した絆づくり	親睦レクリェーションなど
	特別支援体制づくり	いじめチェックリスト	いのちを見つめる強調月間	平和集会	学校支援会議
6		児童との個人面談	道徳授業公開【生命尊重】	縦割り班活動	民生委員懇談会
		心の状況調査・生活アンケート			学級懇談会(いじめ防止について)
	学校評価項目の検討	学力・心の状況調査分析	情報モラル教育	行事を通した絆づくり	地区別懇談会
7		保護者との個人面談	夏休みの過ごし方		4 校連絡協議会
	校内研修(児童理解)	児童理解連絡会	平和教育	平和集会	子供会活動
8					夏祭り
	学校評価アンケート	児童との個人面談	食に関する指導	行事を通した絆づくり	保護者地域との情報交換
9	前期活動計画反省	児童理解連絡会		縦割り班活動	
1.0	活動計画の検討・確認	学習規律の見直し	性教育	行事を通した絆づくり	学校支援会議
10		生活アンケート			学級懇談会
11	校内研修(人権)	児童理解連絡会	キャリア教育		教育講演会
11			メディア安全教育		学級懇談会
12	生活アンケートの	保護者との個人面談	人権に関わる指導	人権集会	民生委員懇談会
12	検討		国際理解教育	縦割り班活動	
1	学校評価アンケート	生活アンケート	新しい年を迎えて	縦割り班活動	学級懇談会
1			食に関する指導	行事を通した絆づくり	
	いじめ対策委員会	研究のまとめ	学習発表会(各学年)	幼稚園との交流会	子育て講演会
2	学校基本方針の見直し	成果と課題について		昔遊び交流(1年)	学校支援会議
		次年度の取組について		おもちゃ大会(2年)	学級懇談会
3	年間計画反省	児童理解連絡会	進級に当たって	お別れ集会	保幼小中連絡会
	次年度引き継ぎ準備			行事を通した絆づくり	